

令和3年第2回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 5号 専決処分事項の報告について
(工事請負契約の変更)

令和2年7月1日第54号議案として議決された北犬飼コミュニティセンター新築工事(建築工事)について、その後一部設計変更により、273,614,000円となるので、契約の金額を変更したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

議会において議決した工事又は製造の請負に関し、設計変更等により必要があるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)別表第3に規定する金額の5パーセント以内においてその契約を変更すること。

◎ 報告第 6号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において、強風により飛ばされた施設の屋根が、宇都宮市在住者所有の普通乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を278,168円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 7号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において、強風により飛ばされた施設の屋根が、宇都宮市在住者所有の普通乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を488,500円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第6号と同じ。

◎ 報告第 8号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において、強風により飛ばされた施設の屋根が、宇都宮市在住者所有の小型乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を225,423円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第6号と同じ。

◎ 報告第9号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において、強風により飛ばされた施設の屋根が、宇都宮市在住者所有の軽乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を194,407円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第6号と同じ。

◎ 報告第10号 債権放棄の報告について

消滅時効が完成した土地建物賃貸料、市営住宅使用料及び水道料金について、債権を放棄したので、報告するものである。

(参照条文) 鹿沼市債権管理条例

第11条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

第1号及び第2号 省略

(3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

◎ 報告第 1 1 号 令和 2 事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業及び決算の報告について

◎ 報告第 1 2 号 令和 2 事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和 2 事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 4 3 条の 3 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 1 3 号 令和 3 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和 3 事業年度における事業計画及び予算に関する書類を、法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第 1 1 号及び報告第 1 2 号と同じ。

◎ 報告第 1 4 号 令和 2 年度鹿沼市継続費繰越計算報告について

一般会計の継続費を設定した新庁舎整備事業において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第2項及び第3項 省略

◎ 報告第15号 令和2年度鹿沼市繰越明許費繰越計算報告について

一般会計の新庁舎整備事業外20事業において、事業工程の見直し等のため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第146条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第16号 令和2年度鹿沼市事故繰越し繰越計算報告について

繰越明許費に係る一般会計の農業施設災害復旧事業費及び河川災害復旧事業費において、資材の納入に不測の日数を要したこと等により、それぞれ事故繰越しとして工事請負費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法

第220条 第1項及び第2項 省略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに

関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

第150条 第1項及び第2項 省略

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

◎ 報告第17号 令和2年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告について

第1浄水場更新に伴う造成2期工事外8事業において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合には、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 報告第 18 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告について

府中雨水幹線建設工事その 6 外 12 事業において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 報告第 17 号と同じ。

◎ 議案第 40 号 専決処分事項の承認について

(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 12 号))

歳入については、地方消費税交付金、地方交付税、国県支出金、市債等の増減額を計上し、歳出については、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金、生活保護扶助費、こども医療対策事業費、中小企業経営対策事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 127,067,000 円の増とし、予算総額を 57,025,838,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、第 2 表、第 3 表の 1 及び第 3 表の 2 のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第 2 項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第41号 専決処分事項の承認について

(令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号))

歳入については、国民健康保険税、県支出金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、予備費等の増減額を計上したもので、この補正額を62,167,000円の減とし、予算総額を10,343,101,000円とするものである。

(参照条文) 議案第40号と同じ。

◎ 議案第42号 専決処分事項の承認について

(令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号))

歳入については、繰入金及び諸収入の減額を計上し、歳出については、健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等の減額を計上したもので、この補正額を30,958,000円の減とし、予算総額を1,143,316,000円とするものである。

(参照条文) 議案第40号と同じ。

◎ 議案第43号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市税条例等の一部改正)

地方税法等の一部改正に伴い、土地の固定資産税に係る負担調整措置、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例期間及び軽自動車税に係る環境性能割の臨時的軽減の延長等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第40号と同じ。

- ◎ 議案第44号 専決処分事項の承認について
(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、土地の都市計画税に係る負担調整措置の延長等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第40号と同じ。

- ◎ 議案第45号 専決処分事項の承認について
(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号))

歳入については、国庫支出金、諸収入及び市債の増額を計上し、歳出については、まちづくり戦略事業費、生活保護運営対策事務費、農業施設災害復旧事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を122,445,000円の増とし、予算総額を40,973,378,000円とするものである。

なお、地方債の補正については、第2表のとおりである。

(参照条文) 議案第40号と同じ。

- ◎ 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場において、強風により飛ばされた施設の屋根が、市内在住者所有の普通乗用自動車に衝突し、破損させたことに対し、損害賠償の額を1,708,000円とし、和解するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第11号まで 省略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

第14号及び第15号並びに第2項 省略

◎ 議案第47号 市道路線の廃止について

玉田町、楡木町及び深程地内において、道路形態のなくなった市道を廃止するためのものである。

(参照条文) 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第48号 市道路線の変更について

千渡地内において、現状に合わせて市道の起点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第47号と同じ。

◎ 議案第49号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正について

北犬飼コミュニティセンターの改築に伴い、位置の変更及び使用料の改定を行うためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第50号 鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

手続の際の負担軽減及び利便性の向上を目的として、令和3年2月から実施している「押印の廃止」の取組の一環として、条例上、押印が義務付けられている手続についても、「押印の廃止」を可能とするためのものである。

(参照条文) 議案第49号と同じ。

◎ 議案第51号 鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

手続の際の負担軽減及び利便性の向上を目的として、令和3年2月から実施している「押印の廃止」の取組の一環として、条例上、押印が義務付けられている手続についても、「押印の廃止」を可能とするためのものである。

(参照条文) 議案第49号と同じ。

◎ 議案第 5 2 号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例期間を延長するほか、固定資産税における雨水貯留浸透施設に係る課税標準額の特例等を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 4 9 号と同じ。

◎ 議案第 5 3 号 鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正について

令和 4 年度から、やまびこ荘に利用料金制度を導入するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 9 号と同じ。

◎ 議案第 5 4 号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、用語を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 9 号と同じ。

◎ 議案第 5 5 号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正について

利用者の利便性の向上を図るため、貸出施設及び使用料の見直しを行うためのものである。

(参照条文) 議案第 4 9 号と同じ。

◎ 議案第 5 6 号 鹿沼市市営住宅条例の一部改正について

上野町市営住宅を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 9 号と同じ。

◎ 議案第 5 7 号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員直井勇氏が令和 3 年 6 月 1 2 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例
第 3 条 審査会は、市長が議会の意見を聴いて委嘱する 5 人以内の委員をもって組織する。

◎ 議案第 5 8 号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員杉原弘修氏が令和 3 年 6 月 1 2 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 7 号と同じ。

◎ 議案第 5 9 号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員大貫良明氏が令和 3 年 6 月 1 2 日をもって任期満了となるので、新たに坂井忍氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 7 号と同じ。

◎ 議案第 6 0 号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員関口昌江氏が令和 3 年 6 月 1 2 日をもって任期満了となるので、新たに柏木敬子氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 7 号と同じ。

◎ 議案第 6 1 号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員鈴木節也氏が令和 3 年 6 月 1 2 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 7 号と同じ。